

# 平成30年度第2回広島市景観審議会車体AD専門部会 【議事概要】

## 1 開催日時

平成31年3月1日（金曜日）午後3時～午後4時

## 2 開催場所

広島市役所本庁舎14階第3会議室

## 3 出席者等

(1) 出席委員	委員	森保 洋之	(もりやす ひろし)
	委員	吉田 幸弘	(よしだ ゆきひろ)
	委員	大田 正樹	(おおた まさき)
	委員	柏尾 浩一郎	(かしお こういちろう)
	委員	坂本 貴寛	(さかもと たかひろ)

(2) 協議関係者 3名

(3) 一般傍聴者 6名

(4) 報道関係者 1名

## 4 会議次第

(1) 開会

(2) 議事

ア 部会長の選定について

イ 部会長の職務を代理する委員の指名について

ウ 車体広告の特例許可に係るデザイン協議について（車体広告の特例許可1件）

議案の1 広告主：株式会社トーシン住宅

広告代理店：株式会社明宣社

(広島電鉄バス市内路線バス1台) 【新規】

(3) 閉会

## 5 会議結果

(1) 部会長の選定について

部会長に吉田委員を選定した。

(2) 部会長の職務を代理する委員の指名について

部会長の職務を代理する委員に森保委員を指名した。

(3) 車体広告の特例許可に係るデザイン協議について（車体広告の特例許可1件）

別紙のとおり

平成30年度第2回 広島市景観審議会車体AD専門部会会議結果

議事 車体広告の特例許可（広島市屋外広告物条例（昭和54年条例第65号）第27条第1項第3号の規定に基づく諮問）

議案の1 広告主：株式会社トーシン住宅  
代理店：株式会社明宣社

事前協議での主な意見	事前意見を踏まえた 広告主等の事前対応	車体AD専門部会での主な意見（3/1）	意見に対する 広告主等の対応	デザイン協議結果
《全体》 意見なし。	《全体》 —	《全体》 意見なし。	《全体》 —	修正意見への対応を条件に、許可に差し支えないものとする。 なお、修正意見への対応状況については、部会長が修正デザインを確認し判断する。
<p>《側面》</p> <p>①両側面の「TOSHIN」のロゴは、車体後方の青い背景部分と比較するとトータルバランス的に上へ寄り過ぎています。上部の窓との間隔も詰まっており、窮屈な印象を与えるため、位置を少し下げるか、縮小させ目地をかわす等、再度検討してください。</p> <p>②左側面のシンボルマークの先端（星の部分）が乗車口の見切りラインと重なっているため、重ならないよう再度検討してください。</p> <p>③右サイドは構図上、車両の進行方向と、グラフィックの進行方向が逆に感じられ違和感があります。工夫の余地がないか再度検討してください。</p> <p>④右側面のR部分後方のシンボルマークが沈んで見えるため、シンボルマークと背景とが明確に区別できるよう、配色について再度検討してください。</p>	<p>《側面》</p> <p>①上下とのバランスを取り、目地にも配慮した形で修正しました。</p> <p>②重ならないよう修正しました。</p> <p>③企業CIとして向きを変えることはできないので、現状のままとさせていただきます。</p> <p>④全体のバランスを考えた際に、背景の色を変えることは難しいため、現状のままとさせていただきます。</p>	<p>《側面》</p> <p>①両側面後方の「確かな技術（豊富な実績） トーシン住宅」のロゴと中央の「TOSHIN」ロゴとを、目地に配慮しつつ、なるべくセンター合わせになるよう調整し、バランスをとってください。その際、行間や文字サイズの調整も行ってください。</p> <p>②R部分のラインは、窓下のシンボルマークと繋がったラインに見えないため、ダブルラインを廃止し、つながりを考慮して調整してください。</p> <p>③右側面のR部分の文字について、青い背景に明朝体で白抜きすると文字が読みづらいため、「セルリアンシリーズ」の文字とゴシック体のURLの文字列の位置を再度検討してください。</p>	<p>《側面》</p> <p>①修正します。</p> <p>②修正します。</p> <p>③検討します。</p>	<p>修正意見（要検討事項）</p> <p>《側面》</p> <p>①両側面後方のロゴと中央のロゴの位置を、目地に配慮した上でバランスをとるよう修正を行う。</p> <p>②R部分はダブルラインを廃止し、窓下のシンボルマークとのつながりを考慮した上で調整を行う。</p> <p>③右側面のR部分の「セルリアンシリーズ」の文字とURLの文字列の位置を逆にする。</p>
《前面・後面》 意見なし。	《前面・後面》 —	《前面・後面》 意見なし。	《前面・後面》 —	⇒ 修正意見への対応が確認できたため、 <u>広島市景観審議会会長に確認のうえ、許可して差し支えないものとして取り扱うことが適当である（協議を了したデザインは別図のとおり）。</u>
《質問》 質問なし。	《回答》 —	《質問》 質問なし。	《回答》 —	